

令和4年度 東京都委託訓練 提案説明会（第2回）のご案内

このたび、令和4年度東京都委託訓練の実施にあたり、新たに再就職に結び付く訓練科目の提案を募集いたします。広く民間教育訓練機関から職業訓練のためのカリキュラム等をご提案していただくため、下記のとおり提案説明会を開催いたします。職業訓練の実施に関心のある民間教育訓練機関の方は、ぜひこの機会にご参加ください。

なお、受託実績により参加等の方法が異なりますのでご注意ください。

◆開催日時：令和4年2月4日（金）10時から12時まで（9時30分受付開始予定）

◆開催場所：東京都立中央・城北職業能力開発センター 3階 第1・2会議室

（東京都文京区後楽一丁目9番5号 下記【会場案内図】参照）

◆内 容：令和4年度東京都委託訓練提案方法等について

《実施予定訓練（提案説明訓練）》 ※訓練は予定であり、変更となる場合があります。

- ①離職者等再就職訓練（3箇月、オンライン）
- ②母子家庭の母等の特性に応じた訓練
- ③母子家庭の母等に対する職業訓練
- ④短期間・短時間委託訓練

◆申込方法：受託実績により申込方法が異なりますので、以下①②をご確認のうえお申込みください。

なお、受託実績が「長期高度人材育成コース（介護福祉士養成科・保育士養成科・専門人材育成訓練）」「義肢装具科」「短期間・短時間委託訓練」のみの場合は、①でお申込みください。

第1回提案説明会にご出席又は資料申込済みの場合は、第2回へのお申し込みは不要です。

①**令和3年度及び令和2年度に東京都委託訓練の受託実績がない法人**

説明会へ必ずご出席ください。**様式1「参加申込書」**に必要事項をご記入の上、再就職促進訓練室宛て（下記「お問合せ先」参照）E-mailにて送付してください。

本説明会に出席されない法人は、令和4年度委託訓練に提案ができません。

②**令和3年度及び令和2年度に東京都委託訓練の受託実績がある法人**

説明会への出席は不要です。説明会開催日以降資料を郵送しますので、**様式2「資料申込書」**に必要事項をご記入の上、再就職促進訓練室宛て（下記「お問合せ先」参照）E-mailにて送付してください。

資料申込書のご提出のない法人は、令和4年度委託訓練に提案ができません。

◆申込期間：令和4年1月11日（火）から同月28日（金）17時まで《必着》

◆そ の 他：(1)該当期間中に受託実績のない法人の説明会への出席は、会場の都合、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各法人（実施施設）につき1名の出席をお願いいたします。

なお、状況に応じて開催方法を変更する場合があります。その場合は申込書に記載の宛先へご連絡しますので、記入もれのないようお願いいたします。

(2)該当期間中に受託実績のある法人は、説明会資料送付の際に変更点等をお知らせしますのでご確認いただき、不明点はお問い合わせください。

(3)訓練の内容は、次のいずれにも該当しないものが条件となります。

a 直接、職業能力の開発・向上に関連しないものや、一定の関連性があっても、一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの、職業能力のごく一部を開発・向上するに過ぎないもの、通常の就職に当たって特別の教育訓練を要しないもの。

b 概ね高等学校普通科の教育までで習得できる基礎的・入門的水準のもの。

c 通常の雇用・就業形態を勘案した場合、その職業能力を習得したとしても安定した雇用・起業等に結びつくことが期待し難いもの。

- d 業務独占資格又は名称独占資格の存する職業に係るものであって、当該資格取得のために1年以上の訓練コース設定が必要なもの。
- e 資格取得を目的としたもののうち、当該資格の社会的認知度が総じて低いもの、合格者数が相当程度少なく、かつ、総量規制がなされているもの、専ら公務員としての就職の要件となっているもの。
- f 特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、身体への接触が不可避なもの。

※理容・美容関連分野（理容・美容・メイク・エステ・ネイル等）及びインテリア・建築・設計（CAD）、実務者研修（介護/6箇月）の科目は、提案をお受けできません。ただし、インテリア・建築・設計（CAD）については、短期間・短時間委託訓練の1箇月コースに限りご提案いただけます。

※訓練実施にあたり、監督官庁等の認定が必要な場合は、提案時にその認定書等の写しの提出が必要となります。
 （参考：東京都介護職員初任者研修事業の指定申請は募集開始の2箇月前までとなり、当該申請がなされていない場合、訓練の実施ができませんのでご注意ください。）

【募集開始日（予定）】

- 10月生… 令和4年7月29日（金） 離職者（3箇月・オンライン）、短期間・短時間
- 11月生… 令和4年8月31日（水） 離職者（3箇月・オンライン）、短期間・短時間
- 12月生… 令和4年10月3日（月） 離職者（3箇月・オンライン）、短期間・短時間、母子家庭の母等

※令和3年度から、訓練を受託するために「職業訓練サービスガイドライン研修」の受講が必須となっています。未受講の場合は提案までに必ず受講してください。 詳細は[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

【会場案内図】



東京都立中央・城北職業能力開発センター

- (〒112-0004 東京都文京区後楽1-9-5)
- ・JR中央・総武線 飯田橋駅「東口」徒歩5分
 - ・東京メトロ東西線・有楽町線・南北線 飯田橋駅「A1出口」「B1出口」徒歩5分
 - ・都営大江戸線飯田橋駅「C2出口」徒歩1分

※都立中央・城北職業能力開発センター入り口で検温（非接触）を実施しており、37.5℃以上の場合入館できませんのでご注意ください。

※当日はマスク等の着用にご協力をお願いします。

<お問合せ先>

〔①～③の実施予定訓練に関すること〕

東京都立中央・城北職業能力開発センター再就職促進訓練室

電話：03（5800）7701 FAX：03（5800）7712

電子メール：ml-23itakuteian@section.metro.tokyo.jp

〔④の実施予定訓練に関すること〕

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課就業促進担当

電話：03（5320）4807 FAX：03（5388）1452

電子メール：S0000458@section.metro.tokyo.jp